04道協議会事務連絡

令和４年９月30日

　北海道日本型直接支払推進協議会

　会員市町村担当者　様

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局長　平　田　孝　祐

令和４年度で実施期間が終了する活動組織等における留意事項について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、多面的機能支払に取組む活動組織及び広域活動組織の活動終了年度については、多面的機能発揮促進事業に関する計画の３（活動計画書Ｉの１）に定められているところですが、本年度、この活動終了年度を迎える活動組織等における留意事項について改めてご案内いたします。

　つきましては、内容をご確認頂きますとともに、関係活動組織等へのご指導を賜りますようお願いいたします。

記

１．活動期間内（５年間）に１回以上実施する研修について

実施要領（別記1-2「国が定める活動指針及び活動要件」）に基づき、農地維持活動では「事務・組織等の運営に関する研修」「機械の安全使用に関する研修」、資源向上活動（共同）では「機能診断・補修技術等に関する研修」を、活動期間内（５年間）に１回以上実施する必要があります。このため、令和４年度に活動終了年度を迎える活動組織等にあって未実施の場合は、本年度中に実施しなければなりませんので、下記に留意しご指導願います。

1. 事務・組織運営等に関する研修

貴管内の活動組織等における当協議会で把握している「事務・組織運営等に関する研修」の実施状況を「別添：②（別紙１）R４各研修受講状況」に整理しましたので、ご確認ください。

1. 機械の安全使用に関する研修

研修方法は、組織内・外の講師による機械の安全使用の研修や「別添：③（参考１）視聴覚教材DVD」などを組織で購入し、視聴する研修等が想定されます。

なお、組織でDVDを購入することが困難な場合には、道協議会保有のDVDを貸与可能としているところですが、数に限りがあることから、ご相談いただきますようお願いいたします。

1. 機能診断・補修技術等に関する研修

貴管内の活動組織等における当協議会で把握している「機能診断・補修技術等に関する研修」の実施状況を「別添：②（別紙１）R４各研修受講状況」に整理しましたので、ご確認ください。

２．地域資源保全管理構想の策定について

実施要綱別紙１の第４の２に基づき、活動組織等は活動期間中に地域資源保全管理構想を策定し、市町村長に提出する必要があります。

また、市町村においては認定等の承認行為は必要ありませんが、道協議会へ写しを提出する必要があります。（翌年度４月25日までに、実施状況の確認結果に添付して提出）

つきましては、「別添：④（参考２）地域資源保全管理構想の策定マニュアル」を確認のうえ、「別添：⑤（別紙２）別記１－４様式」により策定するようご指導願います。

３．交付金の精算について

実施要領第１の11及び第２の14に基づき、事業計画に定める活動終了年度末に交付金の残額が生じた活動組織等は、当該残額を市町村長に返還することとされています。

ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、本交付金の取組を継続する活動組織等にあっては、新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね４月～６月の間）の活動資金を確保することを目的に、単年度交付額の３割程度を上回らない範囲で持越して使用することができます。

令和４年度に活動終了年度を迎える活動組織において、現時点で３割を超えることが見込まれる活動組織等にあっては、速やかに事務局までご相談ください。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

水土里ネット北海道 技術部地域支援課　佐藤・金津谷

TEL 011-206-6209　FAX 011-200-5352

E-mail sato-hideya@htochiren.jp